

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日とする)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件) (農村整備課)
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 普通母樹林の指定の解除(〃)
- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)
- ◇ 教委告示 鳥取県立高等学校募集生徒数(教職員課)

## 告 示

### 鳥取県告示第一号

溝口町が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業福岡(山の内水路)地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十二年一月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
溝口町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第二号

境港市が行う土地改良事業(団体営農道整備事業外江東地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三号

三朝町が行う土地改良事業（団体営草地畜産基盤総合整備事業森地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中字背戸山七四七（次の図に示す部分に限る。）、七四七の二から七四七の四まで

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法

指定を解除した普通母樹林

第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ヘクタール)	所有者の住所及び氏名
四十五―五十三	昭和六十二年一月九日	くろまつ	鳥取市伏野一七七一―二外	七	〇・一四	鳥取市伏野 竹本 晋
五十四	〃	ひのき	八頭郡八東町大字佐崎四四八― 一、四四九、四五〇、四五〇第 二	五、〇五六	三・四四	八頭郡八東町大字才代四九 花 木 直 之
五十七	〃	〃	倉吉市志津七七二―四	一、〇二〇	〇・九二	倉吉市志津 小林 正 隆
五十八	〃	〃	〃	六二六	〇・七五	〃
五十九	〃	〃	〃	五二九	〇・六七	〃
六十	〃	あかまつ	〃	四八	〇・一四	〃
六十一	〃	ひすのきぎ	〃	六― 二六	〇・六一	〃
六十二	〃	ひすのきぎ	〃	二五― 八四	一・一一	〃
六十四	〃	すぎ	東伯郡三朝町大字三徳一〇二―二	四三	〇・四二	東伯郡三朝町大字三徳 米 田 範 直

四十七一六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四十六一二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
ひのき	あかまつ	ひすのきぎ	"	"	"	すぎ	くろまつ	あかまつ	"	"	あかまつ	"	"	"	ひのき
八頭郡智頭町大字駒婦六五四―三三、一三六	" 溝口町岩立二一	" 福塚三五四―一	" 五二三 一五二二、一	"	"	日野郡日南町宮内一五七九、一五八〇、一五八一―一	" 中山町赤坂七三九第二	" 大山町豊房一―一五三	" 〇二まで 真野七〇〇から七	" 〇一―一五まで	西伯郡会見町田住一九六	"	"	" 用瀬町大字赤波六九八	八頭郡八東町大字徳丸一七七七一―一、一七七七―二
一、〇五〇	九一六	八四	三六七	二六一	七五八	三五一	四九〇	一、三二〇	五四〇	七四二	七四〇	一、八九〇	四三〇		
三・〇七	一・三一	〇・三一	〇・二四	〇・五九	〇・五二	〇・五五	一・四〇	一・一四	一・五〇	二・二五	〇・四〇	〇・三七	一・三六	〇・六八	
八頭郡智頭町大字福原 玉木 潔	" 溝口町岩立 森田正教ほか二名	" 兄 玉 静 福塚一九六 枝	"	"	"	日野郡日南町宮内三三一 入澤 宏	" 中山町下甲 平 谷 光 信	" 大山町坊領 坊領部落代表 美柑 満治	" 下 村 有 象 真野五六五	" 岸本町小林 小林部落代表 林原 民明	西伯郡会見町市山二五一 岡田 勲	"	" 福田 操	" 用瀬町大字赤波 西村司朗ほか一名	八頭郡八東町大字徳丸 白山神社代表 尾崎 幹夫

七	八	十八	四十八	九	十	十一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六五六	六五四	六五〇	六四九	六四八	六四七	六四六
四・五九六	三・一四一	四・四〇	四・三三	四・二八	四・二七	四・二六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
藤原 位	玉木 久夫	西伯郡中山町下甲 平谷 光信	八頭郡八東町大字柿原 尾崎米子ほか一名	西伯郡大山町豊房 宮永庫久ほか二名	〃 中山町潮音寺 春日神社	米子市道笑町一 益尾 平蔵

### 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年一月九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

#### 鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）

の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取東高等学校の項中

一、二六〇人 を 一、三三五

に改め、同表の鳥取西高等学校の項中

一、二六〇人 を 一、二九

〇人 に、商業科 四年 一六〇人 を 商業科 四

年 一二〇人 に改め、同表の鳥取商業高等学校の項中

情報処理科

三年 一二〇人 を

情報処理科 三年 一六〇人

に改め、

電子科 三年 一二四人 を

電子科 三年 一五二人	中 五〇四人	一、一三四人	六三〇人	七五六人	七五六人	七五六人	六三〇人	六三〇人	三七八人	一、二六〇人	一、〇〇八人	七五六人
を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を
一五六人	一、一六一人	六四五人	七七四人	七七四人	六四五人	七七四人	六四五人	三八七人	一、三三五人	一、〇七七人	七七四人	七七四人
に改め、同表の岩美高等学校の項	に改め、同表の八頭高等学校の項中	に改め、同表の青谷高等学校の項中	に改め、同表の倉吉東高等学校の項中	に改め、同表の倉吉西高等学校の項中	に改め、同表の赤碓高等学校の項中	に改め、同表の由良育英高等学校の項中	に改め、同表の米子東高等学校の項中	に改め、同表の米子西高等学校の項中	に改め、同表の米子南商業高等学校の項中	に改め、同表の米子南商業高等学校の項中	に改め、同表の米子南商業高等学校の項中	に改め、同表の米子南商業高等学校の項中

項中 一三〇人	を	一六〇人	に改め、同表の米子工業高等学校
の項中 電気科 三年 一一四人	を	電気科 三年 九四	
一五二人	に改め、同表の境高等学校の項中	八八二人	を
八人	に、	一六〇人	を
学校の項中 三七八人	を	三三七人	に改め、別表の二の表の倉
吉養護学校の項中 一〇人	を	二〇人	に改める。
附 則			
この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。			
<b>教育委員会告示</b>			
鳥取県教育委員会告示第一号			
昭和六十二年一月九日			
昭和六十二年一月九日			

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 全日制課程  
昭和六十二年鳥取県立高等学校募集生徒数

鳥取西工業高等学校	鳥取工業高等学校					鳥取商業高等学校			鳥取西高等学校		鳥取東高等学校	高等学校名
工業学科	工業学科					商業学科			家庭学科	普通学科	普通学科	学 科 名
電気科	機械科	工業化学科	建築科	電気科	機械科	情報処理科	経理科	商業科	家政科	普通科	普通科	募集生徒数
三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	七六人	八〇人	四〇人	二〇〇人	八〇人	四五〇人	四九五五人	

倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校				八頭高等学校		岩美高等学校	鳥取農業高等学校					
普通学科	普通学科	普通学科	農業学科				家庭学科	普通学科	普通学科	農業学科					
普通科	普通科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	農業科	家政科	普通科	普通科	生活科	食品製造科	園芸科	農業科	土木科	電子科
二七〇人	二七〇人	二二五人	三八人	八〇人			四〇人	四〇五人	一八〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人

米子西高等学校	米子東高等学校	赤碓高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校			
普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	工業学科					家庭学科	商業学科		農業学科			
普通科	普通科	普通科	普通科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	農林科
四〇五人	四九五入	一三五入	二二五人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	八〇人	三八人	八〇人		
境水産高等学校		境高等学校		西部農業高等学校			米子工業高等学校					米子南商業高等学校		米子高等学校	
水産学科		家庭学科	普通学科	農業学科			工業学科					商業学科		普通学科	家庭学科
無線通信科	海洋科	家政科	普通科	生活科	食品製造科	農業園芸科	工業化学科	土木科	電子科	電気科	機械科	情報処理科	商業科	普通科	家政科
八〇人		四〇人	三六〇人	三八人	三〇人	三〇人	三八人	三八人	三八人	七六人	七六人	八〇人	一六〇人	二七〇人	八〇人



二 定時制課程

鳥取西高等学校	高等学校名	普通学科	学科名	募集生徒数	(全日制課程 計) 七、〇六八人	日野産業高等学校		根雨高等学校	境港工業高等学校						
	農業学科					商業学科	普通学科	工業学科				商業学科			
		普通科				農業科	商業科	普通科	建築科	電子科	電気科	機械科	商業科	食品製造科	機関科
						三八人	四〇人	一三五人	三八人	三八人	三八人	三八人	四〇人	三八人	

三 通信制課程

鳥取農業高等学校 美和分校	農業学科	畜産科	(全日制課程、定時制課程合計) 七、二二六人	(定時制課程 計) 一五八人	倉吉東高等学校	米子東高等学校
		生活科			普通科	普通科
		三八人			四〇人	四〇人

  

鳥取西高等学校	普通学科	普通科	募集生徒数	(通信制課程 計) 約二〇〇人	高等學校名	学科名
					鳥取西高等学校	普通科
米子東高等学校	普通学科	普通科	募集生徒数		普通科	約一〇〇人